

労働者党憲法改定草案

第一章 国民主権

第一条 日本は労働者・働く者を支柱とする国民主権の国家である。

第二条 日本は旧憲法(明治憲法)が謳うような、また天皇性国家主義者たちや安倍一派の反動派がわめくような、さらには「君が代」が語るような、天皇主権(自民党の「日本国憲法改正草案」が語るよう

な「天皇元首」等々も含む)の国家でないことを改めて確認する。

第二章 天皇

第三条 仮に日本国家が立憲君主体制をとることがあり得るとしても、天皇の地位は、厳密に国民主権と民主主義体制に順応し、従属したものでなければならぬ。したがって天皇をはじめ

めとする皇族も当然、国民の一部として存在し、古代天皇の残映である「神聖性」とか、国家や国民統合の「象徴」とかの幻想から解放された人間的人格以上であってはならない。

第四条 天皇の役割は、厳しく現憲法の七条に規定されている「国事行為」に限定されるのであつて、個々の天皇が恣意や、勝手な思い込みによつて行われるような「公的行為」―不可避的に政治的性格を帯びざるを得ない―は固く禁じられる。

神道の宗家として、宗教的行事を主宰し、行うことができるのは、他宗派の家族がそうであるのと同様である。しかしその場合、「政教分離」の原則は決して侵されてはならない。

しかし明治維新で日本の近代化が、その緒に就いてからわずかに150年しか経っていません。長い人類の歴史から見ればほんの一瞬と言えてでしょう。

世界のいたるところで働く者や市民の闘いが起こっています。日本においても、いつまでもこの沈滞が続くわけがありません。

労働者の闘いの発展めざし頑張ります！

比例区候補
菊池里志

資本主義の矛盾が、労働者市民にとつて耐えがたいものになり、資本主義の根本的な変革に向かつていずれば労働者が立ち上がる時がくると信じま

この年になって候補者になると思ひもありませんでした。が、精一杯頑張ります。

第八条 将来的には、すでに歴史的骨董品に墮し、時代錯誤そのもの、有害無用で、ブルジョア支配や国家主義勢力や反動派の道具―15年戦争(1931年から45年まで)続いた天皇制軍部ファシズム勢力による侵略戦争、帝国主義戦争)の時代、軍部ファシズム勢力の旗印になったことに「象徴」されたように―、もしくは装飾品の意味しか持ち得ない天皇制(日本の君主制)を廃止する(歴史的にはすでに戦国時代ころまで、歴史的に現実的な存在意義をほとんど失っている)。

労働の解放をめざす労働者党 略称:労働者党

参議院比例区予定候補

菊池里志を国会へ



信頼できる労働者・働く者の代表

菊池さんに期待します
優れた「説得力」を生かすべき時が！

菊池さんと知り合つてから早50年以上になる。わたしが高校2年のとき、「倫理社会」の臨時講師として赴任してきたのが菊池さんだった。それからのことを書き出したら紙数がいくらあつても足りない。菊池さんについて、わたしが最も感心していることを述べて推薦文としたい。それは菊池さんが持つ、優れた「説得力」である。その「証拠」に、彼は彼の赴任した高校で、生

徒(OB)や同僚を同志に獲得している。

菊池さんは、高い学習意欲と驚嘆すべき読書量が育んだ豊かな教養・知識の持ち主であり、同時に、労働者階級の立場を徹底的に貫く堅固な思想の持ち主でもある(と)いつて、その「庶民性」は保証できるし、いわゆる教条主義とは全く無縁だ。

もともと持つていた他者に対する寛容で思いやりのある性情が、研鑽を積む中で強められ、類いまれな「説得力」を得た。

か。そしていま、多くの労働者が失いかけて「革命性」を復活させるためにも、労働者党の候補者として(議員として)、以前にも増して菊池さんがこの能力を活かすべき時が来たように思ふのである。M・S(横浜市在住)

菊池里志略歴

★1941年、神奈川県横須賀市に生まれる。

★60年早稲田大学第一法学部入学。

★労働法研究会に所属。横浜、横須賀で社会科学研究会を組織する。

★神奈川県立高校の社会科学教員となり、以後、横浜、三浦半島地区の組合分会役員として活動する。

★高等学校教職員組合内の左派グループの一員として、教育労働運動の前進のために闘う。

★現在、労働者党神奈川県支部長。